令和2年度補正予算

小規模事業者持続化補助金〈コロナ特別対応型〉

コロナを乗り越えて明るい未来へ!!

※当補助金を活用にあたっては、下記のA~Cの取組を含む経営計画を策定し、その計画に沿って地道な販路開拓を行う必要があります。

生産性向上の為の設備導入が行いたい
A. サプライチェーンの毀損への対応(補助率2/3もしくは3/4)

※サプライチェーンとは製品を作る最初の段階から、作った製品が消費者に届く一連の流れです。

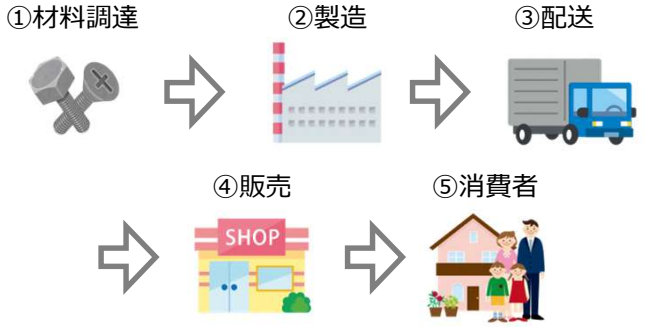

●活用事例

コロナの影響により、①材料調達のサプライチェーンが毀損。対応策として、材料を自社で調達できるように内製化を図るための設備導入を行う。

内製化を図ることで、安定した製造を行うことが可能になる。

テイクアウトを始めたい・ソーシャルディスタンスを図りたい
B.非対面ビジネスモデルへの転換（補助率3/4）

非対面ビジネスモデルとは、従来の対面で行っていたサービスの提供を全部または一部を非対面化することを言います。

●活用事例A

コロナの影響により来客者が減少し、店内飲食が激減。対応策として、テイクアウトやデリバリーを開始するための設備導入。

新たな、販売方法への転換により、売上確保につなげる。

●活用事例B

飲食店などで、顧客との接客時間を減らすための設備導入。（例：食券機）

顧客のコロナ懸念を払拭することで、顧客の来店頻度を回復させる。

新たなビジネススタイルを確立したい
C.テレワーク環境の整備

従業員がテレワークを実践できるような環境を整備すること。（※補助対象期間内に、少なくとも１回以上、テレワークを実施する必要があります。）

●活用事例A

出勤による感染リスクの減少を図るため、自宅でテレワークを可能にするためのクラウドサービスの購入。

従業員の出社による、感染リスクを減少させる。

●活用事例B

社内会議の回数を減少し、自宅からWEB会議に参加できるシステムの導入。

従来の対面で行っていた会議をWEB会議で行うことで、感染リスクの減少につなげる。

事業再開枠について

事業再開枠とは業種ごとのガイドラインに基づいた感染防止の取組（事業再開枠）を行う場合は、定額補助・上限50万円を上乗せします。主な活用例としては以下の通りです。

・従業員の感染防止対策に係るマスクの購入費用
・事業を継続するための感染防止対策に必要な消毒液や噴霧装置の購入。
・感染防止対策に係る換気設備の購入費用
・飛沫感染防止対策のためにアクリル板の購入

補助率の上限の考え方について

考え方	○：対象となる例	×：対象とならない例
①コロナ特別対応型のみ希望		
〈コロナ特別対応型〉 上限100万円 100万円		
②コロナ特別対応型と事業再開枠の両方を希望		
〈コロナ特別対応型〉〈事業再開枠〉 上限100万円 上限50万円 合計：150万円	〈コロナ特別対応型〉〈事業再開枠〉 40万円 40万円 コロナ特別対応型 ≧ 事業再開枠	〈コロナ特別対応型〉〈事業再開枠〉 40万円 50万円 コロナ特別対応型 ≧ 事業再開枠
③特例事業者の上限引き上げ（50万円）を希望		
〈コロナ特別対応型〉〈事業再開枠〉 上限100万円 上限50万円 上限50万円 合計：200万円	〈コロナ特別対応型〉〈事業再開枠〉 上限100万円 上限50万円 25万円 コロナ特別対応型 ≧ 事業再開枠	〈コロナ特別対応型〉〈事業再開枠〉 80万円 上限50万円 上限50万円 コロナ特別対応型 ≧ 事業再開枠

R2.11.19（第7版）